

兵庫県公報

平成23年8月5日 金曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

告 示	ページ
○ 争議行為を行う旨の通知（労政福祉課）	1

告 示

兵庫県告示第856号

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、平成23年7月25日に、神戸市兵庫区駅南通3-4-33全日本建設交運一般労働組合兵庫合同支部執行委員長橋口逸雄から次のとおり争議行為を行う旨の通知があった。

平成23年8月5日

兵庫県知事 井戸敏三

1 事件

全日本建設交運一般労働組合兵庫合同支部が主張する次の事項について
夏季一時金要求に関する要求ほか

2 日時

平成23年8月6日（土）午前0時から事件解決に至るまで

3 場所

西宮市環境局環境施設部西部総合処理センター 西宮市西宮浜3-8
同 西部工場 同 市浜松原町3-1

4 概要

全面的あるいは部分的に連続、断続を含む、全ての業務の停止をはじめ、あらゆる形態の争議行為を単独又は併用して行う。